

## 鶴岡市藤島体育館 使用料等一覧

### 【使用料】

区 分			料金	備 考		
専用使用	アリーナ	入場料を徴収しない場合	高校生等以下	280円/h	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリーナの1/2を専用使用する場合は、それぞれ1/2の額(10円未満切上)。</li> <li>・アマチュアスポーツ以外が使用する場合は、それぞれ2倍の額。</li> <li>・営利目的での使用の場合は、8,300円/h。</li> </ul>	
			その他	830円/h		
		入場料を徴収する場合	高校生等以下	560円/h		
			その他	1,660円/h		
	照明設備			1,150円/h		・照明設備の1/2を専用使用する場合は、1/2の額(10円未満切上)。
	屋内運動場	入場料を徴収しない場合	高校生等以下	150円/h		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内運動場の1/2を専用使用する場合は、それぞれ1/2の額(10円未満切上)。</li> <li>・アマチュアスポーツ以外が使用する場合は、それぞれ2倍の額。</li> <li>・営利目的での使用の場合は、4,600円/h。</li> </ul>
			その他	460円/h		
		入場料を徴収する場合	高校生等以下	300円/h		
			その他	920円/h		
	照明設備			460円/h	・照明設備の1/2を専用使用する場合は、1/2の額(10円未満切上)。	
軽スポーツルーム	入場料を徴収しない場合	高校生等以下	140円/h	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アマチュアスポーツ以外が使用する場合は、それぞれ2倍の額。</li> <li>・営利目的での使用の場合は、4,200円/h。</li> </ul>		
		その他	420円/h			
	入場料を徴収する場合	高校生等以下	280円/h			
		その他	840円/h			
会議室			310円/h		・営利目的での使用の場合は、それぞれ10倍の額。	
研修室			210円/h			
ステージ単独使用			310円/h			
個人使用	アリーナ・屋内運動場・軽スポーツルーム		中学生以下		60円/回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・200㎡以上を使用する場合は、専用使用とする。</li> <li>・2時間以内の使用を1回とする。</li> <li>・複数人で使用する場合は、それぞれの額×人数。</li> </ul>
			高校生等	110円/回		
			その他	220円/回		
	トレーニングルーム	一般使用	中学生以下	100円/回	・2時間以内の使用を1回とする。	
			高校生等	160円/回		
			その他	320円/回		
		回数券(11回券)	中学生以下	1,000円/組		
			高校生等	1,600円/組		
			その他	3,200円/組		
		年間パス券	中学生以下	2,000円/組		
			高校生等	3,200円/組		
			その他	6,400円/組		
	フリークライミング	一般使用	中学生以下	60円/回	・2時間以内の使用を1回とする。	
			高校生等	100円/回		
			その他	210円/回		
		回数券(11回券)	中学生以下	600円/組		
			高校生等	1,000円/組		
			その他	2,100円/組		
年間パス券		中学生以下	1,200円/組			
		高校生等	2,000円/組			
		その他	4,200円/組			

※使用時間が30分以下の場合の使用料は、1/2の額(10円未満切上)とする。  
(30分を超えた分については、1時間当たりの使用料を徴収)

### 【附属設備・備品類の使用料】

設備・備品名	単位	料金
放送設備	一式	520円/日
移動式暖房機	1台	100円/h
温水シャワー	1人	100円/回

※時間貸しの物品において、使用時間が30分以下の場合の使用料は、1/2の額(10円未満切上)とする。  
(30分を超えた分については、1時間当たりの使用料を徴収)

【冷暖房料】

区分		料金	備考
アリーナ	1F	12基使用	1,260円/h
		6基使用	630円/h
	2F	10基使用	1,050円/h
		6基使用	630円/h
軽スポーツルーム(3基)		100円/h	・左記は、1基あたりの料金
会議室(2基)		100円/h	
研修室(1基)		100円/h	

※使用時間が30分以下の場合の冷暖房料は、1/2の額(10円未満切上)とする。  
 (30分を超えた分については、1時間あたりの冷暖房料を徴収)